

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～50 年

工作物 6 年～75 年

物品 3 年～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が20万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額であるときに修繕費として処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

#### 一般会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 千円、百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 5.5 %

将来負担比率 ー

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 439,110 千円

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 95,352 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ア 範囲

令和4年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

#### イ 内訳

事業用資産 49,070 千円 (148,213 千円)

土地 49,070 千円 (148,213 千円)

令和4年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によります。

上記の(148,213 千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,144,977 千円

- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 3,515,157 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 401,309 千円

将来負担額 6,257,290 千円

充当可能基金額 2,831,509 千円

特定財源見込額 ー

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 4,183,395 千円

- ④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
126,621 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

臨時損失として扱った新型コロナウイルス感染対策事業は、次のとおりです。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	193,199 千円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	144,120 千円
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	119,800 千円
新型コロナウイルス感染症対策事業	83,147 千円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）	214 千円
	計 540,480 千円

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 15,000 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,485,140 千円	6,277,068 千円
繰越金に伴う差額	△ 68,077 千円	—
資金収支計算書	6,417,063 千円	6,277,068 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	609,434 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	69,719 千円
建設仮勘定の費用振替	△ 1,275 千円
減価償却費	△ 440,711 千円
未収債権（増減額）	△ 630 千円
徴収不能引当金（増減額）	△ 939 千円
棚卸資産（増減額）	218 千円
賞与等引当金（増減額）	11,820 千円
退職手当引当金（増減額）	△ 13,293 千円
資産除売却損	△ 268 千円
資産売却益	914 千円
その他（業務費用）	△ 236 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	234,753 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	—

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	10,296 千円
--------------------------------	-----------